

がらないときには統廃合を前提に具体的な道筋を検討することとしておりまして、これに沿って対応してまいりたいと考えております。

また、その上で、官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議においても、累積損益等の経営状況あるいはガバナンス強化の取組を共有して、定期的に検証しているところでございます。

また、その下の幹事会では、議長である佐藤副長官の下、官民ファンドの管理、経営の在り方について、現在、各所管官庁やファンド、幹事会の有識者も交え、見直すべき点についての議論を行っているところでございます。

こうした取組を通じて官民ファンドの経営改善を図っていくことが重要と考えております。

○杉尾秀哉君 終わります。ありがとうございます。

○古賀千景君 立憲民主・無所属の古賀千景です。どうぞ今日はよろしく願います。

先日は文科省の方に幼稚園教諭のことをお伺いしましたが、今日はこども家庭庁の方に保育士の処遇改善というところでお伺いしたいと思います。二〇二四年度、保育士の処遇改善が行われて、大きく賃金がアップしました。まず、このときに処遇改善をされた理由と、どのように改善されたのかをお答えください。参考人の方、お願いします。

○政府参考人（中村英正君） お答え申し上げます。

令和六年度の処遇改善、これは保育人材の確保や保育の質の向上の観点から行ったものでございます。

お尋ねの具体的な内容でございますけれども、民間給与動向等を踏まえた更なる処遇改善の対応として、令和六年人事院勧告に準拠し、プラス一〇・七％の大幅な改善を行ったところでございます。

引き続き、更なる処遇改善を進めていきたいと考えております。

○古賀千景君 その処遇が改善された今、保育士の人手不足の状況について教えてください。

○国務大臣（黄川田仁志君） 保育士の有効求人倍率は、令和八年一月時点で三・八八倍となっております。全職種平均の一・二七倍と比べまして依然として高い水準で推移するなど、保育人材不足は引き続き喫緊の課題であると認識しております。

そうした中、保育人材の確保については処遇改善を進めているところでございますが、令和七年度に実施した調査研究によりますと、職場内の人間関係、ハラスメントや働き方など、処遇以外の要素についても保育士として働く上で重視されている実態があるというふうに承知しているところ

でございます。

引き続き、保育人材の確保にしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

○古賀千景君 二四年度に大きく処遇改善をしたにもかかわらず、相変わらず低賃金、重労働という状況が変わっていないというのが今の状況になります。おっしゃっていただいたとおり、有効求人倍率も全職種の平均より大幅にアップ、大きいというところです。子供が好きということでの私の教え子たちもたくさん保育士になっていきますが、好きだけでは働けない、そんな状況になっています。保育士の資格を持っても働いていないと言われる潜在保育士の方は全国に実は百二十三人いらいっしやる。どんどん増えていっています。保育士の給与は、保育士の数ではなく、子供の数で決定しています。ですので、これから少子化が進んでいくに当たって、子供がどんどん減っていくばどんな下がっていつてしまう、子供の数ですから。園が、今多様性の子供、いろんな個性を持つお子さんがいらっしやって、ああ、保育士さん増やしたいなって、この子には一人付けておかないと危ないかもしれないって、行動がやっぱり幼いので、そんなときに人を付けたいなと思っても、今の状況では給与、国からの給与は子供の数ですから増えません。また、もういい、頑張つて増やそうって園で思つて増やしても、今度は給

与支援の給与が減っていくという状況になっていきます。増やさなかったら保育士の業務がまた多大過大、増えていく。

まず、保育士に労基法は適用されますか。お願いします。

○政府参考人（尾田進君） お答えいたします。

労働基準法では、労働時間等の労働条件に関して事業主が守るべき最低基準を定めております。

御指摘の保育士のうち、民間の保育所等に雇用される方につきましては、労働基準法が全面的に適用されます。一方、地方公務員として公立の保育所に勤務する保育士の方につきましては、地方公務員法第五十八条第三項によりまして、労働基準法の規定については、地方公務員について別途定めのある規定を除きまして適用されることとされております。

この結果、官民間問わず、保育所に勤務する保育士の方については、労働基準法に定める、原則週四十時間、一日八時間の法定労働時間や、休憩、休日、時間外・休日労働に係る上限規制、割増し賃金や年次有給休暇の付与などの規定は適用されることとなります。

○古賀千景君 専門職の方って結構その専門職に合わせた給与水準などを定める法律なんかがあると思うんですけども、保育士に関しては法律、そういう法律がありますか。お願いします。

○政府参考人（中村英正君） お答えいたします。

保育士に関する根拠規定等は児童福祉法に規定はございますけれども、お尋ねの給与水準について直接規定した法律はないと承知しております。

○古賀千景君 全国の保育施設の、二年前に上げたにもかかわらず、八割が人手不足です。このような状況は、その公定価格に基づく交付金という国の給付の在り方ということを見直す必要がないかと私は思いますが、大臣いかがでしょうか。

○国務大臣（黄川田仁志君） 保育所等への給付については、子ども・子育て支援法において、保育所等から教育、保育の提供を受けた子供について、公定価格に基づいて施設型給付費等を支給すると規定されております。

このため、子供一人当たりの単価を設定した上で、保育所等を利用する子供の人数に応じて給付することとしております。その単価については、従来より、十人単位の定員規模ごとに職員の配置などの運営に必要な費用をベースに段階的に設定しておりまして、子供の数が減少した場合でも、その数に応じた定員規模とすることで適切な単価を算定できる仕組みとしております。

その上で、令和七年度からは、定員区分について十人刻みから五人刻みに細分化を行いまして、より定員規模に応じた適切な単価を算定できるようにするなど、子供の数の減少によりきめ細かく

対応できる仕組みとなるような改善も図ってきております。

こうした取組によりまして、保育所等の安定的な運営を確保しつつ、高い保育の提供を推進し、保育士の確保にも努めてまいりたいと思っております。

○古賀千景君 増やしたにもかかわらず、八割です、全国で八割の保育所で人が足りないというのは、預ける側にしてもとても不安だと思えます。幼い子供たちは日々体調も変わりますし、おトイレだったりとかけがしたりとか、目が離せない。その状況の中、百二十三万人潜在保育士がいらっしゃるんです、ちゃんと。そうしたら、やっぱりそこは国として考えて、もう一度その水準考えていく必要があるのではないかと思います。どうぞよろしくお願いします。

話題を変えていきます。

少子化対策ということで、今ことも家庭庁さんが頑張ってくださっていること、とてもうれしく思っています。しかし、残念ながら、子供を授かりながらも死産や流産をされる方もたくさんいらっしゃいます。今、どれくらいの割合で死産や流産された方がいらっしゃるか、数字が分かったら教えてください。

○政府参考人（河野恭子君） お答えいたします。厚生労働省の人口動態統計における死産は、妊

妊娠十二週以後の死亡した胎児の出産でございますが、年間の出産数千に対する死産数の割合は、令和六年では二一・八となっております。

○古賀千景君 ありがとうございます。

私も教職員の出身ですが、ほとんど立ち仕事です、授業しているのです。だから、結構同僚とかにも死産だったり流産だったり経験される方がたくさんいらっしゃると思います。私もどう声掛けていいか、ちよつと難しく、掛けにくかったりしてきました。

我が子の誕生を楽しみに、自分の体の変化がづらいこともありながらも乗り越えてきて、そしてその矢先に突然の死産や流産、体はもとより、心もかなりおつらいと思います。人に見えないところで多くの涙を流されている方がたくさんいらっしゃる。

働いている女性が流産や死産をした場合、産後休業や母性健康管理措置の制度があると伺っています。この産後休業、母性健康管理措置の内容について御説明をお願いします。

○政府参考人（大隈俊弥君） お答えいたします。労働基準法に基づきます産後休業につきましては、使用者は産後八週間を経過しない女性を就業させてはならないこととされておりまして、これは妊娠四か月以降の流産、死産の場合も対象となるところでございます。

また、男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理措置につきましては、事業主は、妊娠中や出産後一年以内の女性労働者につきまして、健康診査や保健指導を受けるために必要な時間を確保するとともに、健康診査等におきまして医師等から指導を受けた場合はその指導事項に基づいて休業等の必要な措置を講じなければならないこととされておりまして、これは流産、死産の場合も対象となるところでございます。

○古賀千景君 死産や流産をされた中で、おなかの中から赤ちゃんを出すという手術をしなければなりません。そのような手術などをしながらも、それでも休みは本当に最低限しか取らない女性労働者はたくさんいます。心も体もとてもつらいのに産休をそうやって取らない。労基法に企業も働かせてはならないと明記されているにもかかわらず、労働者は働いていく、そして経営者もよくそのことを知らないという状況があると私は思っています。

まず、人に、女性労働者としては人に言いづらいんです、本当は休みたいて、体がまだきついつて。そして、何より心が痛んでいる、だけどもれをみんなに言うわけにもいかない、そんな思いの中で働いています。みんなからは、もう復帰して大丈夫なのときつと言われますよ。だけど、大丈夫ですとやっぱり答えている。母親になれな

かったつらさも隠れています。自分に問題がある、自分の体調管理が悪かったんだって、自分の行動が悪かった、だから赤ちゃんが亡くなってしまう、そうやって自分を責めていく。だから余計休めない。

また、ほかの理由として、その産休が、先ほども言いましたが、産休を取れることを知らない。労基法に書いてあることを知らない。そして、自分が産休を取ったら、自分の代替者が職場にいない。このようなこともあって、なかなか制度の周知徹底がその女性労働者にも企業にもなされていません。

そして、産休を取れる環境が整っていないということも大きな課題です。死産や流産をした女性労働者はそのような理由で、産休って、やっぱり言葉が産んだ休みだから、自分はいかぬかなって思ってしまったって取っていないということも考えられます。企業が労基法で定めている妊娠十二週目以降は労基法の産休となり、原則産後八週間は働かせてはならない、このことを十分知っていないというのも実態です。

こども家庭庁は妊娠をしている妊婦さんや企業への周知徹底をもっとしっかりやるべきではないかと考えますが、この御見解を大臣にお伺いします。

○国務大臣（黄川田仁志君） 死産、流産の場合

も産後休業等の対象になることについて、女性労働者や事業主に広く知っていただくことは重要であるというふうに考えております。

このため、厚生労働省は、働く女性の心とからだの応援サイトにおいて、産後休業も含め、働く女性が流産、死産した場合に利用できる制度を紹介するページを設けております。そのほか、女性労働者向けのリーフレットや企業向けのパンフレットにおいて、流産、死産の場合も産後休業の対象となることについて明記するなど、周知にも取り組んでいることを承知しております。また、子ども家庭庁においても必要な周知が行われているものと承知をしております。

引き続き、流産、死産に直面した方が必要な制度を利用できるよう、子ども家庭庁と厚生労働省連携しながら周知徹底を努めてまいりたいと思っております。

○古賀千景君 済みません、私は子供を産まない人生を選んだので妊娠したことがないんですけど、そのホームページとかリーフレットって自分から取りに行かなくちゃいけないじゃないですか。それを、例えば妊娠したときと分かった産婦人科とかでそういうリーフレットが渡されたりとか、そんなのはあるんですか。済みません、急な質問でもしお分かりになったら教えてください。

○政府参考人（中村英正君） 済みません、ちょ

っと手元にございませんので、調べてまた先生のところに御報告に参上します。

○古賀千景君 是非、自分から取りに行くのではなく、きちんとそういうのを周知徹底するという意味でも、産婦人科にお渡ししてそういうのを知ってもらおうとか、そういうことができればいいのではないかということを思っています。

少子化対策で様々な改善されていることをとてもうれしく思っておりますが、その裏で、多分、死産、流産された方は一生引きずります。そういう思いを持っている方に、いることを是非覚えていていただきたい。そして、少子化対策が功を成すときに、こういうつらい思いをする方も一定数増えると思います。ですので、そこもいろいろ考えていただきたいなと思っています。

また、そういう出産に関しては主に女性という視点で見られますが、実は父親になると喜んでいた男性側にも大きな心の傷があるのではないかと思っています。死産で傷つくのは女性だけではなくありません。父親になれる、楽しみにしていた男性もきつと同じ気持ちです。また、女性の方がそうやって無理して職場に出たりしていくときに、無理するなよって、今日は休めとか、御飯作りきらんでいいよ、俺がするよとか、そういう男性がパートナーの心身のケアをやってくださっていると思います。

まず、質問を分けてお聞きします。

パートナーが、死産、流産でお亡くなりになったという傷ついた男性に対して何か支援がありますか。

○国務大臣（黄川田仁志君） 子ども家庭庁では、死産や流産を経験された妊産婦やそのパートナーも含むその御家族に対する相談支援体制の充実を図るため、性と健康の相談センター事業において、事業者団体等によるピアサポート活動やグリーフケアへの支援を行うとともに、ピアサポーターの育成研修や医療従事者に対する研修などを進めております。

また、市町村が妊娠時から妊産婦等に寄り添い、必要な支援につなぐ妊婦等包括相談支援事業におきまして、死産や流産を経験された妊婦に加えて、その御家族も相談支援の対象としているところでございます。

そのガイドラインにおきまして、この妊産婦などの精神的負担を踏まえて、対面で面談を実施する場合には別室に案内するなどの配慮が必要であることや、ピアサポートグループや自助グループなどへつなぐことができるよう事前につなぎ先を把握していることが望ましいことなどを盛り込みまして市町村に周知しているという、そのような事業も行っております。

○古賀千景君 市町村へは分かりました。

労基法は、産休、女性ですよね。男性に対して何かちよつとお休みが取れますよとか、そういう法改正って無理なんでしょうか。私はちよつと思っているんですが、お願いします。

○政府参考人（大隈俊弥君） お答えいたします。労基法の産前産後休業は、その女性労働者に対してのものでございます。

あとは、企業の独自の休暇制度、特別休暇などにおいてそのような男性も含めた休暇といったものは考え得るかと思いますが、法律上のものではありませんので、そういう取組が例えば進んでいくようにということは考えられるかと思えます。

○古賀千景君 今もう大分時代も変わってきて、男性の父親側もたくさん子供たちに、入学式とか卒業式とかお越しになって、子供たちをとて、母親方が働いている場合とか父親側が頑張ってくださったりとか、とてもそういうところでは社会が変わってきたと私は思っています。

です、是非、その夢を描いていて、ちよつと残念になっちゃった男性に対しても是非そこは考えていただきたい。少子化対策と同じように、父親側、主に母親が中心に考えられますが、父親にも是非そのケアというところを考えていただけたらと思います。男性の方が声に出せないと思います。女性は体がきついとかはつきり言えるけ

ど、心がきついのは人に見えないので、是非、男性側の方にも配慮をお願いします。

次の話題に移ります。

中古車販売店で車を購入したのに納車されず、そして返金もない、そして車を売ったのにお金が支払われない、このようなトラブルがたくさんあると今伺っています。状況は把握されているでしょうか。また、把握されている実態、また十年間でどれくらいの被害件数や事例があったか、教えてください。

○政府参考人（尾原知明君） お答え申し上げます。

全国の消費生活センター等に寄せられた相談のうち、中古自動車に関する相談につきまして、直近十年間では毎年約七千件から約九千件程度の相談が寄せられております。

具体的な相談事例としては、例えば、一か月前に中古車を購入し代金を振り込んだ、納車の連絡がないので事業者を確認しようとしたが連絡が取れないですとか、中古車販売店で中古車の購入契約をし、数時間後にキャンセルを申し出たが、自己都合のキャンセルは応じられないと拒否されたなどがございます。

○古賀千景君 済みません、通告しておりますが、年間七千件から九千件というのは多いと思われるか、少ないと思われますか。

○政府参考人（尾原知明君） お答え申し上げます。

全国各地の消費生活センター等には、毎年九十万件から百万件程度の相談が寄せられております。その中で中古車自動車販売数、七千件から九千件程度ということでございます。

ただ、委員、今、先ほど御質問いただいたところで、一か月前に代金を振り込んだけれどもというところをおっしゃられました、御質問いただきました。

ただ、中古車販売のトラブルの特徴でございますけれども、例えば、十分に検討する時間が与えられず、その場で強引に契約を迫られるですとか、高額なキャンセル料を設定されてキャンセル妨害等をされるですとか、契約後に、車の販売の契約後に査定額を減額させられるとか、いわゆる契約に関するトラブルも多々ございますので、先ほどちよつと委員が御指摘された中古車を購入して代金を振り込んだけれども連絡が取れないとか、そういうトラブルだけではなくて、中古車販売、購入、販売全般について今七千件から九千件程度ということがあるという形でこちらの方、消費者庁としては承知をしております。

○古賀千景君 年間九十万だから、七千から九千件が少ないという意味ではないですよね。確認です。

○政府参考人（尾原知明君） お答え申し上げます。

一件一件、当然事案ごとにそれは相談内容、程度違ってきております。ですので、全国各地の消費生活センターでも毎年九十万件から百万件程度ある中で、七千件が、七千件程度から九千件程度が多いとか少ないということは一概には申し上げられないというふうに認識しております。

○古賀千景君 そのようなときに消費者庁は被害者救済のためにどのように動いてくださっているのか、教えてください。

○政府参考人（尾原知明君） お答え申し上げます。

これまでも消費者庁及び国民生活センターにおいては、消費生活相談情報を踏まえまして、関係省庁や関係団体と連絡し、注意喚起を実施しておるところでございます。

また、消費生活センター等においては、消費生活相談員が消費者に代わって自動車の販売店舗等との交渉を行う、いわゆるあつせんを行ったり、問題解決に向けた方策の助言として自動車販売の関連団体の相談先を紹介するなどして解決に導く支援を行っております。

引き続き、消費者トラブルの動向を注視し、消費者庁が所管する法律等の問題となるような行為があれば適切に対処してまいります。

○古賀千景君 まず、新車を買ったんじゃなくて中古車を買われるということは、それほど経済的に余裕のある御家庭ではない方が多いのではないかと私は感じます。その方たちは、この車を買ってこれから仕事をしようとか、そういう自分の生活、ライフを考えながらお金を何百万も払って、そしてその車が来ない、大きく生活に影響が出ているわけです。

仕事のために無理やり購入した、私、そのLINEを見せてもらったんですが、何十人も何百人もそのLINEにあつて、ずっといろんなことが書かれています、どれほどつらいか。そして、その方々は、お金を払ったけど返ってこないの、今もその車もないから仕事もできない。そして、借金を抱えている方もいらっしゃる。つらい日々を送られている方がいられます。そして、私がこの調べた会社では、その社長が、返済のめどが付いたのであさって振り込みますとか、弁護士を委任していますので来週にはスケジュールを提案できますとか、言ったら返してくるんですよ。この頃は減つたらしいけど。そうやって、被害者の方は、ああ、返ってくるって、仕事ができるって思っているにもかかわらず、喜んでいて返済はされない。そして、これにどれだけ皆さんが落ち込んでいるか。傷口に塩を擦り込まれているような、そんなものです。

消費者庁はそのような被害者の相談に乗ってアドバイスをされる、今お話いただきました、は分かっていますが、しかし、被害者の方の言葉の中に、なぜ経営側は罪に問われないのかとやっぱり思っております。管轄外と言われるかもしれません。でも、無銭飲食とかだったら、お金払わずに食べて払わなかったらすぐ捕まりますよね。でも、そういう何百万も払って車が来ないのに捕まらないって、調べてももらえない。その被害者の方たちはとてもつらく嫌な思いをお持ちだし、どうしたらいいか自分たちで一生懸命考えてあるけどやれるすべがないということを私は思っています。

このような詐欺まがいの状況から国民の生活を守ってくるのが国とか消費者庁ではないのかと私は思っていますが、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣（黄川田仁志君） ただいま審議官より消費者に寄り添ったあつせん、助言を行っているという説明がありました。

消費者庁の役割としては、私は、全国の消費生活センター等において、今説明があったとおり、消費者に寄り添ったあつせん、助言によって被害の救済につなげることであるというふうに考えております。

引き続き、地方公共団体の消費者行政の支援に力を入れて取り組んでまいりたいと考えております。

す。

○古賀千景君 やっぱり警察とかに言うこととかはできないんですか、こんなことがあっていてとか。それがもう被害者が何十人も何百人もいる中で、そして、そこで捕まらずに、その車をまたほかの人に売り飛ばして自分がお金もらったりしているわけでしょう。こういうのが認められる社会でいいのかなと私は強く思いますが、大臣、いかがですか。

○国務大臣（黄川田仁志君） 委員の思いは受け止めたと思いますが、やはりその点は、警察に訴える、司法に訴えるというのは、その被害に遭われた方が訴えるというのがこの仕組みであるというふうに思っております。

繰り返しになりますが、消費者庁ができることは、この消費者に寄り添ったあつせん、助言、これによって被害の救済につなげるということを中心に役割を果たしていきたいというふうに考えております。

○古賀千景君 弁護士を立てるお金もない、そんな国民がたくさんいるということを是非知っていただきたいと思います。

終わります。

○委員長（西田昌司君） 午後一時に再開することとし、休憩いたします。

午前十一時五十一分休憩

午後一時開会

○委員長（西田昌司君） ただいまから決算委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、杉尾秀哉君及び奥村祥大君が委員を辞任され、その補欠として郡山りよう君及び足立康史君が選任されました。

○委員長（西田昌司君） 休憩前に引き続き、令和六年度決算外二件を議題とし、皇室費、内閣、内閣府本府、デジタル庁、警察庁、消費者庁、子ども家庭庁及び沖縄振興開発金融公庫の決算について審査を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○江原くみ子君 黄川田大臣、よろしくお願いいたします。

国民民主党・新緑風会、そして埼玉県より御選出をいただいております江原くみ子でございます。大臣、今日はどうぞよろしくをお願いいたします。

地方議員を長らく務めてきた私ですけれども、衆議院ではいわゆる決算委員会が実質的に開かないことがあったり、複数年度の決算をまとめて審議をしたり、会期内に十分な審議ができずに先送りになったりがあるというお話を聞いたときに、

私は、本当に昔の話ですけれども、驚愕をした覚えを持っております。もちろん、現在は衆議院は決算行政監視委員会ですので、おのずと参議院との役割は異なりますけれども、参議院は決算審査に特化しておりますので、決算の参議院と言われるゆえんであると思っております。

予算執行の事後チェックとして、それを基にした政策のバージョンアップのためにも重要な役割を担っていると認識しておりますので、よろしくお願いをいたします。

さて、地方自治法第二条十四項には以下の規定がございます。「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」とされています。

私は、市議会、県議会と経験をしてきた中で、先ほど述べた規定は地方公共団体の事務処理の基本原則ということでしっかりと位置付けられていると考えております。そして、地方財政法においても最少のコストで最大の効果を目指す根拠として頻繁に使われております。

一方、国においては、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないという直接的な文言や理念は明文化された条文等はありません。しかし、実務上は同じように最も効果的ということが求められております。ですから、それぞれ